

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 26 年 9 月 25 日（木） 14：00～16：30

2 場所 福岡国際ホール 16 階 大ホール A

3 議事

- (1) 会長の選出
- (2) 会長代理及び専門部会委員の決定
- (3) 福岡市の環境施策の実施状況等について
- (4) 環境審議会循環型社会構築部会報告
- (5) 福岡市環境基本計画（第三次）の策定等について
- (6) 平成 26 年度福岡市環境審議会視察について

4 出席者（敬称略）

氏名	役職等
青木 計世	西日本環境エネルギー（株） 取締役
浅野 直人	福岡大学 法科大学院教授／名誉教授
阿部 真之助	市議会議員
伊藤 嘉人	市議会議員
鬼塚 敏満	市議会議員
小野 仁	日本野鳥の会 福岡支部長
包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
岸川 禮子	独立行政法人 国立病院機構 福岡病院 アレルギー科 医長
楠田 哲也	九州大学東アジア環境研究機構 特別顧問／名誉教授
黒子 秀勇樹	市議会議員
田中 綾子	福岡大学大学院 工学研究科 教授
栃木 義博	市議会議員
富永 計久	市議会議員
萩島 理	九州大学大学院 総合理工学研究院 准教授
藤本 一壽	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授
二渡 了	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
松藤 康司	福岡大学 工学部 教授
宮本 秀国	市議会議員

II 議事録

1 開 会

●事務局（政策経営課長）

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので福岡市環境審議会を始めさせていただきます。本日の進行を担当いたします環境局政策経営課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、委員数 28 名中、ただいま 16 名のご出席でございますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。また、福岡市情報公開条例第 38 条に基づき公開にて開催いたしますので、ご了承ください。現在、傍聴者はございません。

まず、開会に当たりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境局長）

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また委員の皆様には、日ごろから福岡市環境行政の推進につきましてご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本審議会は本年 9 月が委員改選の時期に当たり、本日が改選後、初めての会議開催でございます。後ほど改めて委員の皆様方のご紹介をさせていただきますが、合計 28 名の皆様方にご就任いただいたところでございます。委員の皆様にはご多忙にもかかわらず、快くお引き受けいただきました。ここで改めて感謝申し上げます。

さて、今年は例年になく雨の多い夏でございました。台風や前線などの影響により、日本の広範囲で豪雨が発生し、全国各地で大規模な洪水被害が発生いたしました。特に広島市で起こりました大規模な土砂災害が激甚災害に指定されたことは、記憶に新しいことと存じます。

また、国内では約 70 年ぶりというデング熱ウイルスの感染が広がるなど、気候変動に起因すると見られる様々な影響が、ますます身近に感じられるようになってきております。

福岡市におきましても、このような複雑多様化する環境問題に柔軟に対応していくために、昨年度、本審議会でもご審議いただきました第三次の福岡市環境基本計画を、この 9 月に 1 年前倒しで策定したところでございます。

本日はこの第三次福岡市環境基本計画策定についてのご報告のほか、福岡市の環境施策についての年次報告、そして循環型社会構築部会の報告など盛りだくさんの内容となっております。限られた時間ではございますが、委員の皆様方にはどうか忌憚のないご意見とご指導を賜りますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。

●事務局（政策経営課長）

では、議事に入ります前に、本日使用する資料の確認をいたします。事前にお送りしております資料として、議事次第、委員名簿、座席表、関係例規集のほか、説明資料が 5 点、参考資料が 5 点ございます。右肩に資料の 2 から資料の 6 まで、2 から 6 と記載されたものと、同じく右肩に参考資料 3-1 から 3-4、そして 4-1 と記載されているものとでございます。それから、本日、お手元に資料 1「福岡市環境審議会委員名簿・所属部会（案）」と、平成 26 年度版の「ふくおかの環境」、

「福岡市環境・エネルギー戦略」，さらに，案内チラシとして「環境フェスティバルふくおか2014」をお配りしております。もしお手元にない資料等ございましたら，お持ちますので，お手数ですが挙手にてお知らせください。

さて，福岡市環境審議会は，本年の8月末をもって前の任期が満了し，今回が改選後初の総会となります。委員の皆様におかれましては，平成28年8月末までの2年の任期ということで，どうぞよろしくお願いいたします。

なお，皆様の辞令につきましては，お一人ずつお渡しすべきところとは存じますが，時間等の都合もございますので，お手元にお配りしております。どうぞご了承ください。

また，本審議会の委員のご紹介につきましては，時間の都合上，前の任期から引き続いてご就任いただく委員につきましては，お手元に配付しております委員名簿をもちましてのご紹介とさせていただきます。新たにご就任いただきました4名の委員につきまして50音順に紹介させていただきますので，お名前をお呼びした委員の方は，恐れ入りますが，その場でご起立，一礼をお願いできればと思います。

(委員紹介)

○西南学院大学 法学部 教授 勢一委員・・・欠席

○福岡大学 工学部 教授 田中委員(出席)

○独立行政法人国立病院機構 福岡病院 アレルギー科医長 岸川委員(少し遅れて到着)

○九州大学大学院 農学研究院 教授 井上委員・・・欠席

本日は改選後初めての審議会でございますので，会長選出までの間，事務局で議事を進めさせていただきますと思います。

2 議 事

(1) 会長の選出

●事務局(政策経営課長)

議事の1は会長の選出でございます。

福岡市環境審議会条例第4条第1項の規定により，会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたかご推薦はありませんでしょうか。

○委員

本審議会の委員経験が大変長く，前回も会長をお願いした浅野委員に，引き続きお願いできればどうかと考えていますが，いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

●事務局(政策経営課長)

ありがとうございます。それでは，浅野委員に会長をお願いしたいと思います。浅野委員は会長席にお移りお願いいたします。

それでは，以後の議事の進行につきましては会長をお願いいたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

それでは、ご推薦いただきましたので、引き続き会長の仕事をさせていただきます。

2日ぐらい前から国連で温暖化の問題についての議論が始まって、ようやくニュースもこの問題を取り上げてくれるようになったわけですが、大変残念なことに、我が国はあまりぱっとした発言ができる状況にありません。これもエネルギーに関しての全体の流れがはっきりしないということで、まことにやむを得ないことだと思っております。

それに第一、日本の温室効果ガスの地球全体での寄与割合というのはほんとうに微々たるもので、大変大きな寄与をしている国がきちんとやってくれなければどうにもならないと思うのですが、それにしても、その中で相変わらず諸外国の中には厳しい目標を掲げる国もあるものですから、ついそれに引きずられてしまって、この国がいかにもなにもしていないような印象を与えてしまいますけれども、精いっぱい頑張らなければいけないというのは共通の認識です。何とかこの冬に向けて、我が国の2030年の方針を決めなければいけないのですが、それに向けての議論を始めようということで、準備が進められつつある状況です。

それにしても、エネルギー供給の基本の部分が大変不安定である。それから、再生可能エネルギーと単純におっしゃるけれども、既に九電が昨日言っていますように、系統をきちんと強化しない限り、そんなに簡単に再生エネルギーで全てが解決できるわけではない。そういう問題が次々に明らかになっていると思いながら、なかなか認識されていない。この状態をどう突破するか、これは環境施策にとっては非常に大きな課題でございます。それは本市の環境政策とも決して無縁ではないと思っています。いずれにしましても、既に人口150万になりました福岡市の動きというのは九州はもちろん、全国にも大きな影響を与えることになると思いますので、今後ともどうぞ皆様方、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、議事に入ります前に、長年本審議会の委員を務めてこられました、特定非営利法人環境みらい塾の吉田順子さんが去る6月に召天なさいました。吉田さんにはこの審議会の委員以外にも、本市の環境教育の取組みや、あるいは環境行動賞の選考など、さまざまな形でほんとうにいい働きをしてくださったと思っています。私もほんとうにお若いころからずっとおつき合いをさせていただきました。吉田さんは、最初は子供たちに対して環境の話をきっちり伝えなければいけないという思いからその取組みを始められましたが、だんだん最初に取り組んでおられた頃の相手の子供たちが成長して、大学生になり、大人になり、今度はその人たちが吉田さんの教えを受け継ぎながら、また若い世代を育てる。福岡市にとって大変大きな働きをされた方だと思っています。

そこで、大変恐縮でございます、ご起立いただき、しばらく吉田順子さんのご冥福を祈って黙禱をささげたいと思います。それでは黙禱いたしましょう。黙禱。

[全員起立・黙禱]

○会長

どうもありがとうございました。

(2) 会長代理及び専門部会委員の決定

○会長

それでは、議事を続けます。本日の議事の2番目は、会長代理の選出と専門部会の所属委員も決定、これでございます。それでは、これについて事務局から説明いただきます。

●事務局（政策経営課長）

まず会長代理につきましては、福岡市環境審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっております。また専門部会委員につきましては、条例施行規則第4条により、会長が指名することとなっております。

以上でございます。

○浅野会長

それでは、そういう条例の定めでございますので、会長代理につきましては私のほうで指名を申し上げます。前回同様に、九州大学の藤本委員に会長代理をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから専門部会の所属につきましては、先ほど事務局からお話がありましたように、条例の定めにより会長の指名ということになっております。これにつきましては事務局のほうで事前にご希望を伺っていると聞いております。事務局の案を説明いただきたいと思います。

●事務局（政策経営課長）

事前に委員の皆様にお伺いいたしましたご希望や委員のご専門分野を参考にして、事務局で所属部会案を作成しております。本日の資料1としてお配りしておりますので、ごらんいただければと思います。

なお、浅野会長につきましては、環境管理部会ということで丸がついておりますが、会長に選出されたということで、全部会への参加となります。

以上です。

○会長

ただいま事務局から資料の1に基づいて所属部会を決めさせていただくということでご提案がございましたが、これでよろしゅうございますか。特にご異存ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり所属部会を決定させていただきます。

なお、それぞれの部会の部会長につきましては、条例の施行規則第5条第1項で、部会の委員に互選をしていただくことになっておりますが、第1回の部会がいつ開かれるかということについて、それぞれの部会ごとにばらつきがあらうかと思っております。そこで、もしよろしければ本日この場で部会長についても決定をしてはどうかと考えております。前回もそのようにいたしました。いかがでございますか。特にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、各部会の部会長についてご推薦がございますでしょうか。特に部会長についてのご推薦がないようでしたら、事務局からのご提案を受けたいと思います。

●事務局（政策経営課長）

前の任期に引き続き、環境管理部会長には九州大学の藤本一壽委員，循環型社会構築部会長には福岡大学の松藤康司委員，地球温暖化対策部会長には北九州市立大学の二渡了委員にお願いできればと考えております。

以上でございます。

○会長

ただいま、環境管理部会長には藤本委員，循環型社会構築部会長には松藤委員，地球温暖化対策部会長には二渡委員という事務局からの提案がございましたが、いかがでございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、ご異議ないということでございますので、ただいま申し上げました3人の委員に部会長にご就任をいただきたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

（3）福岡市の環境施策の実施状況等について

○会長

それでは、以上で議事の2までを終了いたしましたので、続いて議事の3でございます。福岡市の環境施策の実施状況等についてということで、これより約30分程度の時間をかけて前年の状況についてのご説明をいただき、その後、このご説明に基づいて委員の皆様方からご質問、ご意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（政策経営課長）

恐れ入ります。前のスクリーンを用いてパワーポイントでご説明をしたいと思っておりますので、少し準備のお時間をお願いいたします。

大変お待たせいたしました。それでは、福岡市の環境施策についてご説明いたします。

本件は、福岡市環境基本条例第11条に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について取りまとめたものをご報告するものでございます。また、環境施策の中には大気汚染防止法や水質汚濁防止法，地球温暖化対策の推進に関する法律といった個別の法律により報告すべきものもございます。

初めに、本市の環境施策の全体像について簡単にご説明した後、分野ごとの施策の実施状況をご説明いたします。

まず、福岡市の環境施策の全体像として、関連計画等の体系図をお示しいたします。福岡市環境基本条例に基づき、環境施策の大枠を定めているものが環境基本計画でございまして、第二次計画

では「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」という環境像を掲げておりました。さらに、その下には分野ごとの部門別計画等がございます。福岡市ではこれらの条例、計画等に基づき各施策を実施しております。

環境基本計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、第三次の計画の策定について、昨年度の本審議会に諮問させていただき、二次計画の振り返りや三次計画の骨子、素案の作成など熱心なご議論をいただきました。本年5月に当審議会より答申をいただき、パブリックコメント等を終えてこの9月に三次計画を策定したところでございます。

三次計画の策定及び部門別計画等の改定スケジュールの詳細につきましては、この後の議題5であわせてご報告いたしますので、ここでは割愛させていただきます。

なお、今、画面で表示されていますエネルギー戦略でございますが、お手元の事前配付資料は9月の策定となっておりますが、間違いでございます。正しくは6月でございます。

環境基本計画には施策の基本的方向や成果指標を定めており、毎年この環境審議会でも年次報告を行い、PDCAサイクルによって進行管理を行っております。

恐れ入りますが、お手元の冊子「平成26年度版ふくおかの環境」の3ページ、4ページをお開きいただけますでしょうか。こちらに平成25年度における各成果指標の達成状況を記しているところでございます。また次の5ページには平成25年度の主な環境に関する事業実績を載せております。また、各分野における施策の実施状況の詳細につきましては、それ以降のページをご参照いただきたいのですが、本日は時間の都合上、このパワーポイントにて六つの取組みに分けて、これより各担当課からご説明させていただきます。

●事務局（循環型社会計画課長）

それでは、取組1 循環型社会システムの構築 についてご説明いたします。

まず、本市のごみ処理基本計画とごみ処理状況についてご説明します。

平成23年12月に策定した新循環のまち・ふくおか基本計画では、三つの基本方針を掲げ、ごみの処理量とリサイクル率の目標を定めております。

まず、ごみの処理量ですが、棒グラフの青い部分は家庭ごみ、黄色は事業系ごみをあらわしています。計画では、平成37年度の目標値は約47万トンで、基準年次の平成21年度に比べて11万トンの削減としております。平成25年度のごみ処理量は56万9,000トンで、基準年次の平成21年度に比べ9,000トンの減少となっておりますが、前年度と比べると6,000トンの増加となっております。前年度より増加した要因としては、家庭ごみについては人口の増加によるもの、事業系ごみについては経済状況の好転や交流人口の増加によるものと考えられます。

なお、ごみ処理量の増加の要因や計画目標との差につきましては、後ほど循環型社会構築部会の報告の中で詳しくご説明いたします。

次に、ごみのリサイクル率です。

棒グラフはごみのリサイクル量、折れ線グラフはごみのリサイクル率を示しております。計画では、平成37年度の目標値は38%で、基準年次の平成21年度に比べて10ポイントの増加としており

ます。また、平成 25 年度のごみのリサイクル率は 30.8%であり、基準年次と比較すると 2.4 ポイントの増加となっております。

次に、家庭ごみの処理の流れですが、4 分別で収集したごみは資源化センターや選別処理施設で破碎選別し、九つの区分に分けて処理しております。可燃物は清掃工場で焼却、焼却後の灰と不燃物は埋立場で埋め立て、鉄、アルミ、びん、ペットボトルはリサイクルしています。

清掃工場では、焼却時に発生する熱を利用して発電を行っており、発電した電力は工場内で利用するほか、余った電力は電力会社を通して一般家庭などに供給しています。平成 25 年度の発電量は、四つの工場合計で約 2 億 7,800 万キロワット・アワーで、これは約 5 万 2,000 世帯分の年間電力量に相当します。また、ごみ発電による二酸化炭素の削減効果は約 17 万トンでした。

こちらは西部（中田）埋立場です。福岡市の埋立場は環境への負荷が少なく、世界的に注目されている福岡方式と呼ばれる埋立技術で埋め立てを行っております。

次に、ごみ減量・リサイクル施策の状況についてご説明します。

まず家庭での取り組みですが、人口が増加していく中でごみ減量を進めていくためには、市民一人一人のごみ量を減らすことが不可欠となっております。このため市民 1 人 1 日当たりのごみ量を 20 グラム削減することを目指す取り組みを進めております。

家庭ごみの組成割合を見ると、可燃ごみでは、リサイクルできる紙が多い、水分が多い、不燃ごみでは、空きびんがたくさんまじっているという課題がありますので、この三つにマイバッグの持参と小型家電のリサイクルを加えて、「かきくけこ」というキーワードにして啓発を行っております。

次に、事業系ごみの取り組みですが、基本計画の中でも古紙と食品残さのリサイクルを強力に推進することとしており、事業所へのごみ減量指導や資源化に関する情報発信などを通じて古紙のリサイクルを進めるとともに、資源化技術研究に取り組む事業者への支援や資源化施設整備への支援も行っております。

また、高齢化の進展に伴い今後排出量が増加すると見込まれる使用済み紙おむつのリサイクルについても、福岡市内の事業所の排出実態調査などを行い、リサイクルの推進に必要な基礎データの収集に努めております。

また、食品残さのリサイクルにつきましては、本年 5 月に既存の資源化施設の増設と収集運搬体制の充実を行っており、今後は排出事業者への啓発強化に力を入れてまいります。具体的には、事業系ごみ資源化情報発信サイトの活用や、特定事業用建築物だけでなく、まちの飲食店に対しても食品リサイクルに関する啓発チラシを配布するなど、あらゆる機会を捉えて食品リサイクルへの誘導を図ってまいります。

次に、産業廃棄物の処理状況についてご説明します。

福岡市には焼却施設 1 施設、安定型最終処分場 5 施設、管理型最終処分場 1 施設があり、これらの施設に対しては、周辺環境への影響を監視するため、排出ガス中のダイオキシン類濃度の調査や周辺井戸の水質調査等を定期的を実施しています。

市内で発生する産業廃棄物は、平成 24 年度実績で 124 万トンで、福岡市の特性として、約 4 分の 3 はがれきなどの建設系廃棄物となっています。一方、市内における産業廃棄物の処理量は約 91 万トンで、このうち 84 万トンは破碎や脱水などの中間処理が行われ、7 万トンが埋立処分されています。また、中間処理を行った後は約 9 割が再生利用されています。

循環型社会システムの構築についてのご説明は以上です。

●事務局（温暖化対策課長）

続きまして、取組 2 温暖化対策を考えた福岡のまちづくり について説明いたします。

まず、福岡市における温室効果ガス排出量の推移について、平成 16 年度から 24 年度まで示しております。24 年度の福岡市の総排出量は 870 万 6,000 トンで、平成 16 年度と比較して 30.6%増加しております。平成 19 年度をピークに、その後減少傾向にありましたが、22 年度は猛暑厳冬などにより増加しており、23 年度以降は 3・11 の大震災、原子力発電の停止の影響により、電力に伴う CO₂ 排出係数が平成 16 年度の 0.331 から平成 24 年度は 0.599 と約 81%増加したことが原因となっております。

次に、現行の第三次福岡市地球温暖化対策地域推進計画におきまして、最も CO₂ 排出量の多い家庭、業務、自動車の 3 部門を重点部門として、平成 16 年度を基準年度とした数値目標を定めております。

重点 3 部門の原単位による数値目標と達成状況でございますが、まず家庭部門は、世帯当たり 8%削減の目標値に対して、平成 24 年度は 50.3%の増となっており、前年度からさらに 12.3 ポイントの増となっております。次に業務部門ですけれども、床面積当たり 14%削減の目標値に対して 50.9%の増となっており、前年度からさらに 16.9 ポイントの増となっております。

平成 16 年度に対する両部門の増加要因といたしましては、22 年度までは事務機器等の OA 化や電気製品の普及等が要因となっておりますが、平成 23 年度以降は原子力発電の停止による電力に伴う CO₂ の排出係数が大幅に増加したことが要因となっております。

図表の右側に平成 16 年度と CO₂ 排出係数を同一とした場合の数値を試算しておりますが、この場合、家庭部門で 6.1%減、業務部門で 7.3%減となり、これが実質的な省エネ効果を示す数値となります。

次に自動車部門ですが、1 台当たり 8%削減の目標値に対して 19.3%の減となっており、目標値を大きく上回っておりますが、前年度からは 2.6 ポイント減となっております。自動車につきましては、16 年度よりも燃費が大きく向上していることが減少の要因となっております。

次に、省エネ推進施策の実施状況について説明いたします。

重点 3 部門における実施状況でございますが、まず市民向け事業として、地球温暖化防止展示会、ECO チャレンジ応援事業、緑のカーテンコンテストを実施しております。そのほか電気自動車や充電器設置等に対する補助を実施しております。

次に、事業者に対する実施状況でございますが、平成 23 年度から事業所省エネ技術導入サポート事業を実施しております。

次に、事業者としての市役所の取り組みでございますけれども、市庁舎におきましては、この夏の平成 22 年度比で 10%以上の削減目標を設け、冷房温度を 28 度に設定するほか、電灯の部分消灯、クールビズ等の早期実施など、市民、事業者に率先して全庁的に実施しております。また、庁用自動車として電気自動車を 10 台導入しているほか、一般庁舎におきましても低公害車の導入率が 90%以上となっております。

次に、市有施設照明改修事業につきましては、平成 28 年度までに約 1 万 3,000 個の電球を LED 電球へ取りかえる予定としております。年間の CO₂排出量削減効果といたしまして、約 1,100 トンを見込んでおります。

次に、リース方式による直管型 LED 照明の導入でございますが、これは市有施設を対象に、25 年度から 3 年間で、電気消費量の最も多い旧型蛍光灯約 6 万本を対象に交換してまいります。

次に、創エネ推進施策の実施状況でございます。

市有施設への率先導入についてでございますけれども、メガソーラーや公民館、小・中学へ太陽光発電を設置するほか、風力発電、バイオマス発電などを 169 カ所で導入しております。

次に、平成 25 年度の創エネ推進施策の実施状況でございますが、市有施設では、東部武節ヶ浦埋立場跡地に 1,000 キロワットの蒲田メガソーラーを設置するとともに、学校や地区体育館施設等で屋根貸し事業所の公募を行いました。また民間施設へは、住宅用太陽光発電設置補助や家庭用燃料電池の設置補助、太陽光発電アドバイザー派遣事業を実施し、再生可能エネルギー等の導入支援を行いました。

次に、自律分散型エネルギー社会の構築に向けてでございます。

平成 26 年 6 月に策定いたしました福岡市環境・エネルギー戦略では、「エネルギーを“創る”“賢く使う”そして“快適に過ごす” ふくおかの心地よい都市づくり！」を 2030 年度の目指す姿とし、再生可能エネルギーによる発電規模を現状の約 3 倍以上となる 40 万キロワット以上を目指すなどの目標を掲げております。

次に、スマートコミュニティ形成でございますが、アイランドシティスマートコミュニティ創造事業といたしまして、スマートハウスやスマートマンションの整備等を促進し、地域でエネルギーを融通し合うなど需給調整システムの構築を支援しております。また、スマートコミュニティの形成を産学官民で推進する福岡市スマートコミュニティ創造協議会を 1 月に設立いたしました。

最後に、スマートハウス常設展示場は、平成 24 年 4 月にオープンし、これまでに市民をはじめ国内外の研究者や企業からの視察が続いております。福岡スマートハウスコンソーシアムによる実証展示に加え、本年 4 月には総合ガイダンスやグラフィックパネルを導入するなど、環境学習の機能の強化も行っております。

以上でございます。

●事務局（環境調整課長）

それでは、取組 3 自然とのふれあいと生物多様性の保全 についてご説明させていただきます。

平成 24 年度に策定いたしました生物多様性ふくおか戦略に基づきまして、生物多様性の保全やそ

の恵みの持続的な利用に取り組んでおります。

戦略の当初 10 年の基本的な方向は、生物多様性に関する認識を社会へ浸透させていく、多様な主体と連携を図っていくということです。

生物多様性に関する認識を社会に浸透していく取組みといたしまして、生物多様性のフォーラムを開催しております。平成 25 年度は、私たちの暮らしにつながる食、農、まなごし、子供、伝え方というテーマで 5 回フォーラムを開催し、延べ 187 名の方に参加いただきました。フォーラムでは、テーマに沿って二人のゲストをお呼びし、活動内容を紹介した後、ゲストを交えた小グループでの対話交流を行っております。

多様な主体との連携のため、生物多様性保全のモデル事業といたしまして、今津干潟において、地域住民の活動を主体とした干潟保全再生活動を行っております。平成 25 年度はカブトガニ幼生の生息場づくり、回収したカキの有効利用の検討、コアマモ場づくりを行っております。カブトガニ幼生の生息場におけるカキ殻回収では、足場を作製するという地域住民のアイデアにより、干潟での運搬作業性が大きく向上したところでございます。

生物が生まれ育つ博多湾の実現に向け、水質保全、自然環境の保全・再生を推進しており、貧酸素の発生状況調査や藻場、カブトガニの分布調査を実施しております。平成 25 年度は猛暑による海水温上昇等の影響により、調査した 7 地点全てで貧酸素の発生が確認されました。貧酸素発生後は、底生生物の出現種数が一時的に減少する状況がございますが、貧酸素が解消した後には回復する傾向がございます。また、平成 25 年度は多々良川、宇美川、室見川の河川流量や負荷量の調査を実施しております。これらの結果を踏まえまして、今後は博多湾の物質循環を検証し、環境保全対策の検討を進めてまいります。

自然環境の実態把握のため、動植物の分布調査を 5 年周期で行っております。あわせて外来生物、希少種などの調査も実施し、自然環境の保全・再生の基礎資料としております。平成 25 年度は植生調査と外来生物の調査を行いました。植生調査では、植生地が 47.1%と、前回調査した平成 20 年度とほぼ変化はございませんでした。特定外来生物の調査では、山間部において、センサーカメラ 8 地点でアライグマが確認されました。水辺周辺の調査では、ブラジルチドメグサ、オオフサモ等の外来生物が確認されております。住宅地周辺では、特定外来生物の昆虫類、クモ類は確認されております。今年度は昆虫類調査とアライグマの捕獲調査を行っております。

アイランドシティに整備予定の野鳥公園につきましては、多様な主体が整備、活用、運営に向けて自由に意見交換を行う対話の場として、野鳥公園ラウンジカフェを平成 24 年度から全 8 回開催し、延べ 321 人の方にご参加いただきました。多くの意見をいただいた中で、成長する野鳥公園という基本コンセプトを導き出し、さまざまな世代の市民が野鳥公園に求める姿を活動プランとして策定しております。平成 26 年度からは港湾局において施設整備等の検討が行われているところでございます。

●事務局（環境保全課長）

取組 4 健康で安全・安心な環境の確保 についてご説明いたします。

まず大気質の状況ですが、福岡市では16の測定局で大気質の常時監視を行っています。

平成25年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質、いわゆるPM2.5は、越境大気汚染などの影響もあり、環境基準を達成できていません。

光化学オキシダントについては、近年、越境大気汚染の影響により、九州全域で光化学オキシダント注意報が発令されています。福岡市では平成21年と24年に光化学オキシダント注意報を発令しましたが、25年度は注意報などの発令はありませんでした。

PM2.5については、平成21年度に環境基準が設定され、順次測定地点を増やしてまいりました。平成25年3月に2カ所、さらに平成26年3月に1カ所追加し、現在9局で測定を行っています。環境基準の達成率は全国的にも低く、福岡市内についても全局で環境基準を達成していません。このためPM2.5に関する予測情報を2段階で提供しており、呼吸器疾患などがある方に対しては、環境基準の35マイクログラムを超過すると予測される場合に情報提供を行い、全ての人に対しては、国の暫定指針である70マイクログラムを超えると予測される場合に情報提供を行い、長時間の激しい運動の自粛などを呼びかけています。

なお、予測精度向上のため、平成25年12月から、これまで朝1回だった予測情報提供を朝と昼の1日2回に変更いたしました。

河川の水質については、市内14河川の19地点で毎月調査を実施しています。汚濁指標であるBODは、平成25年度についても、下水道の整備が進んだことなどにより、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

博多湾の水質については、東部海域、中部海域、西部海域の3海域8環境基準点で毎月調査を実施しています。平成25年度については、汚濁指標であるCODは東部海域の1地点、西部海域の3で環境基準を達成しました。窒素、リンについては海域ごとに基準が設定されていますが、窒素、リンとも全ての海域で環境基準を達成しました。

次に地下水質の状況については、全市的な状況を把握するための概況調査を平成25年度は20井戸について実施いたしました。調査の結果、基準を超過した井戸はありませんでした。

次に自動車騒音の状況については、幹線道路の沿道の住居などにおける環境基準の達成状況を面的に評価しています。自動車騒音監視計画では、平成24年度から28年度の5年間で512区間について評価することとしており、平成25年度については486区間について評価しております。右側の地図は、市内幹線道路の区間別環境基準の達成率を色別に示したものです。低騒音化した自動車の普及や低騒音舗装の敷設により、環境基準の達成率は徐々に向上しており、平成25年度は昼夜ともに環境基準を達成している住居等は95.9%でした。

次に化学物質の状況です。アスベストについてですが、老朽化した建築物の解体工事の増加が見込まれていることから、平成25年に市の基本方針となるアスベスト対策推進プランを策定し、施策を推進しています。また、昨年の大気汚染防止法の改正を受け、解体工事の監視指導を強化しています。

なお、一般環境中のアスベスト濃度は、1本未満と低い値でした。

一般環境中のダイオキシン類やベンゼンなどの有害大気汚染物質については、全ての環境基準値や指針値を満足しており、いわゆる環境ホルモンについても、魚類に影響がある濃度と比較してかなり低い値でした。

●事務局（政策経営課長）

取組5 環境に配慮した行動を促すための共通の基盤の整備 についてご説明いたします。

福岡市環境影響評価条例の改正により、配慮書手続を新設し、平成25年10月に施行いたしました。配慮書手続は、事業者が事業計画の早期の段階で環境影響について検討するためのものごさいます。改定した技術指針に基づき、事業者が配慮書を作成する際は、最新の文献や既存資料を利用することになります。今後は最新の情報を提供するため、福岡市環境配慮指針を改定してまいります。

続きまして環境教育・学習の推進として、環境教育や市民啓発についてご紹介いたします。

きれいなまちは、そこに住む人の実践行動が重要な鍵であり、その意味で、環境教育、市民啓発は環境都市づくりの原点と言えます。福岡市では一人一人の環境に配慮した活動がしっかりと定着するよう、今後もライフステージや生活場面に応じ、あらゆる世代を対象に、きめ細かく環境教育や啓発支援を行ってまいります。

特に子供に向けた取組みとして、わくわくエコ教室を実施しており、環境分野の専門家が保育園、幼稚園等に出向き、テーマ、地域に合ったプログラムで出前講座や自然観察会を実施しております。

次に、若者に向けた取組みといたしまして、環境啓発U-30事業を実施しております。平成25年度は環境活動発表会を開催し、ネットワークづくりをいたしました。

平成19年度に創設された環境行動賞につきましては、昨年度の24年度につきましては大賞はございませんでしたが、最優秀賞4件、優秀賞11件、特別賞1件、奨励賞69件を表彰いたしました。今回から表彰式開催時期を11月から6月に変更し、平成26年度の6月5日に第7回表彰式を開催したところでございます。また、市民団体やNPOなどが主体的に行う環境活動をエコ発する事業は平成17年度から実施しており、平成25年度は26団体に対し助成を行いました。

環境フェスティバルふくおかは、平成15年度から数えて今回で12回目です。昨年は2年ぶりに子どもくるくる村を開催、及び充実した事前キャンペーンやSNSを活用した積極的な情報発信等により、近年の来場者数を大きく上回りました。今年も現在の集客力を生かし、さらなる効果的な環境に配慮したイベントとしてPRしたいと考えております。

また、本市の環境教育学習施設といたしまして、保健環境研究所1階に体験型学習施設のまもる一む福岡を設置しております。小学生を対象に、実験をしながら楽しく学べる「エコKid'sスクール」の開催や生物多様性、熱中症などに関する情報提供を行っております。

続いて、本市が取り組んでおります国際環境協力についてでございます。

福岡方式をはじめ福岡の環境技術は、廃棄物処理問題が急増する世界各国から注目されているところです。福岡市は、ハビタット福岡本部やJICAなどの国際機関と連携しながら、アジア太平

洋地域を対象とした研修生，行政官の見学者受け入れや本市環境局職員を派遣しての現地での技術指導を行うなど，アジア太平洋諸国を中心に福岡方式の技術移転を行っております。平成 25 年度はアジア太平洋諸国やアフリカなどから研修生 14 名，見学者 245 名を受け入れております。

また，今年度には庁内に推進会議を設置し，上下水道分野などもあわせた全庁的な国際貢献，展開推進の体制を強化しております。今後もこの福岡方式をはじめ，福岡のさまざまな環境技術をアジア太平洋諸国を中心に発信し，環境分野における国際貢献を進めてまいりたいと考えております。

●事務局（環境科学課長）

最後に，取組 6 試験・検査，調査・研究 についてご説明いたします。

試験・研究は，福岡ヤフオクドーム横の保健環境研究所で実施しております。生活環境の安全・安心のために，河川，博多湾等の水質検査，農薬，ダイオキシン等の有害化学物質，酸性雨やPM 2.5 の組成調査等を実施しております。また，廃棄物処理施設等の検査も実施しております。河川での油流出事故などの緊急事案にも対応しております。

保健衛生に関しては，感染症法に基づくウイルスや微生物の検査，食品衛生法に基づく食品の検査を実施し，食の安全を確保しております。感染症や食中毒が疑われる場合は速やかに対応しており，昨年末の冷凍食品の農薬混入事件でも検査を実施しております。

また，環境分野の研究では，PM2.5，博多湾，ゴケグモ類，廃棄物の組成調査等を実施しております。

保健衛生に関する研究では，食中毒菌に関する調査・研究や残留農薬等 1 日摂取量調査等を実施しております。

以上です。

●事務局（政策経営課長）

福岡市の環境施策について，平成 25 年度の取組みを中心にご報告いたしました。ご清聴ありがとうございました。

○会長

それでは，ただいま資料に基づいて，前年度の取組みについてご報告をいただきました。

なお，詳細については，お手元にあります厚い冊子のほうに細かいデータ等も出ておりますが，今すぐに目を通すということは難しいかもしれません。

それでは本日は，これが審議会としては大事な仕事だという認識もございまして，前年の取組みについてご質問なりご意見なり，さらに，もう既に今年度ももう残りはそう多くはないわけですが，今後の取組みに資するようなご意見をいろいろいただければと思いますので，よろしく願いいたします。

特に審議会でいろいろとご指摘をいただくということは，財政から環境について金を削ると言われたときに，そんなことを言われても審議会できちんとやれと言われておりますからという，そういう材料に大いに使えそうでありまして，また，ここには議員の方も多数座っておられますので，多くの意見をお聞きいただいて，また議会で反映していただくことも可能かと思っております。

今日は時間をたっぷり取りました。少なくとも全員一言はご発言をいただければと期待をしている次第です。

それでは、どなたからでも結構でございますが、いかがでございますか。吉田さんがおられるときだったら、まず吉田さんを当てると何とかあったのですが、そういう方がいらっしゃらなくなったのは大変残念です。いかがですか。それではレディーファーストで、萩島委員。

○委員

質問ですが、地球温暖化の基準年度に対して、自動車部門は19%減で非常にいい成績なんですけど、これはハイブリッド等に自動車のタイプが大きく変わったことが理由なのかを確認させてください。

○浅野会長

わかりました。

質問は幾つかまとめて後でまたお答えいただくことにしましょう。どうぞ質問でもコメントでも結構です。いかがでございますか。どうぞ。

○委員

二つ質問をよろしいでしょうか。

一つは、資料の16ページです。ごみのリサイクル推進に向けていろいろな取組みをなされているわけですけれども、その中で、その前のところに37年度の目標値で、かなりリサイクル率を上げるような施策になっているんですが、今、推進されている事業でそれを十分に達成できるということで数値を出されているのか、新たにもっとすべきことが何かあるのか、そのあたりをまず教えてください。

その資料として、紙おむつと厨芥類を推進する形になっているんですけれども、その他紙類の中の大部分が紙おむつと理解しているのか、それでターゲットとして紙おむつを出されているのかというのが二つ目になります。

○会長

もうお一人ぐらいご発言をいただいて、お答えをいただきましょうか。それではどうぞ。

○委員

23ページの地球温暖化対策推進計画の数値目標の実績について、原子力の停止に伴って電力の排出係数が変わったことが一つ増加要因というご説明がありました。この排出係数を平成16年度で固定した場合でも目標未達になっているところがございます。特に業務部門が、14%削減の目標に対して7.3%減というのは半分ぐらいの成果ということで、こういった業務部門の実際のCO₂削減に当たって、例えばこういったところがネックになっているのか、推進を阻害しているのかということとある程度把握されていれば、教えていただければと思います。

○会長

それでは、ここまでのご質問にお答えください。それでは、まず温暖化ですね。

●事務局（温暖化対策課長）

温暖化対策課長でございます。

まず、第1点目の、自動車の19.3%減になっている部分でございますけれども、一つにはEV、PHVが普及してきたことというのがございます。二つ目に、燃費の向上が大変大きく、16年度と24年度を比較した場合に、燃費が40%近く向上しています。もう一つ、自動車の登録台数はほぼ横ばいですが、1台当たりの走行距離が16年度に対して約20%近く減っていて、あまり遠乗りをしなくなっています。この3点が大きく減っている理由です。

それと、業務部門については、16年度のCO₂排出係数にしても削減目標の14%に対して、半分ぐらいしか減っていません。この部分にも大変苦慮しているところでございますけれども、福岡市は大企業が少なく、中小企業が7万2,000社ぐらいあります。そこに対しては私どもも事業所省エネ技術導入サポート事業などでどんどんPRしているんですけれども、一つには社内で高効率設備に更新する財源がない、高効率の機器にかえたいんだけど、かえられないという悩みがあるというのと、あと一つは人材育成です。企業内でそういう専門的に省エネを学んで実践していこうという人材育成までなかなか手が回らないということで、うちのほうでも省エネ講習会とか何十回とやっているんですけれども、1回、2回受けただけでは十分に育成できないということです。そういうところがネックという声が聞こえております。

○会長

それでは、もう一点は。

●事務局（循環型社会計画課長）

ごみのリサイクルについてのご質問でしたけれども、資料の9ページにグラフがございますように、平成37年度までにこのような形で38%までリサイクル率を伸ばす計画になっておりまして、その主な部分を占めるのがこの黄色い部分の事業系ごみです。その中身として、委員もおっしゃいましたように、古紙と食品残さが大きな部分を占めております。

このリサイクル量としては事業系ごみの古紙、それから食品残さをそれぞれ積み上げておりまして、このまま計画どおり進めていけばこういう率に達することになるところではございますが、後ほど循環型社会構築部会の報告の中でご説明申し上げますけれども、現在ごみの量が計画以上に増えていることがございますので、そのことも踏まえて、検討が必要となっております。

○会長

もう一点、紙ごみの大半を紙おむつが占めているので、これを重点的にやろうとしているのかという質問があったと思います。

●事務局（資源循環推進課長）

資源循環推進課長でございます。

その他の紙類の中に紙おむつがどれぐらい含まれているかということなんですけれども、具体的に事業系ごみにつきましては、施設の状況に応じてそれぞれ占める割合が違っております。特に高齢者施設、病院等は、大規模なところになりますと、全体の可燃ごみの中で約3割、4割と、大きく占めている場合もございます。一概に何割とは今のところ申し上げることができませんけれども、それと同時に、事業系一般廃棄物の可燃ごみの中にはまだリサイクル可能な紙類というのが約20%

含まれているということで、高齢者社会に対する取組みと、その他の紙類の取組みを進めている状況です。

○会長

ご質問の委員の皆様方、それでよろしいですか。

紙おむつは多分、今までみたいに赤ちゃんというよりも、高齢社会のほうにむしろ問題が多く含まれているでしょうし、なおかつ赤ちゃんに比べて高齢者のほうが特別管理一般廃棄物的な性格も一方で持つということになりそうですから、一筋縄ではいかない。単なる紙おむつでは済まない、つまり衛生上の問題がより大きいということがあって、扱いは慎重にならなければいけない中でのリサイクル推進ということですので、なかなか大変ではないかと思います。

温暖化関係についてはよろしいですか。

ご指摘のように、排出係数を固定という形で数字を示したのは今回が初めてなんですけど、これを見て、半分しか達成できていないということがはっきりします。従来は50増えたのは排出係数が悪くなったからしょうがないといって、実態が全然把握できていませんでしたが、これで実態が把握できたと思います。今後この点についてどうしたらいいかについては、次の目標が国として決まるでしょうから、かなり考えなければならぬだろうと思います。

さっき言われた中小企業のうち、温対法に基づいて報告義務がかかっているのはどの程度の割合と考えたらいいのでしょうか。その辺は把握しておられますか。

●事務局（温暖化対策課長）

温対法といいますか、省エネ法で報告義務がある大規模事業者が約150と聞いております。

○会長

ということですから、要するに報告義務がない中小企業がものすごく多い。となると、何らかの形で報告をしていただく手だてを考えることによって、自分の事業所の実態が把握できるということがあるでしょうから、こうなってくると代わりの手段を考える。それほどには厳しいことを言わないにしても、何らかの形で自らの活動を振り返っていただく手だてを考える。

この場合には、エネルギーの使用量という形で見ていくほうが良いと思うんですね。CO₂の係数を掛けて、数字をはじいても発電の原単位がかなり年度によって乱高下しますから、これではぴんとこないんですけれども、エネルギーの使用量だけを見たら、電気、ガスをどのぐらい使ったか、あるいは自動車の燃料をどのぐらい使ったかがわかりますから、それが増えていけば、経営者としては大変だとお考えになれるでしょうし、頑張って下げることができるかどうかということになるんじゃないでしょうか。

こうやって半分しか達成できてないということであるならば、そこは思い切ったというよりも、報告していただくぐらいのことだったら、それほど思い切ったことでもないのです、何らかの形で次の手を打たないといけないのではないのでしょうか。この辺のところは今日の委員のご指摘からも明らかになってきたのではないかと思います。

それでは、それ以外の方でどうぞ。

○委員

大きく2点お尋ねしたいんですが、8ページのごみ処理量の推移とサイクル率の推移とのかかわりで、参考資料の3-3の4ページにごみ処理量増加の背景についてという資料があります。大きく人口の増加、2点目に経済活動の状況、それで、人口の増加はわかりますが、経済活動の状況の中で、景気の状況と新規住宅着工数、観光等の交流人口の増加、この3点について、ごみ増加の背景を具体的に計数で説明していただきたいと思うんです。

8ページに、25年度のごみ発生量が56万9,000トン、そして27年度が52万1,000トンで、約4万1,000トン減るといふ今の計画の概念ですよ。これが、先ほど担当課長がおっしゃったように増加傾向にあるということですので、人口増と経済活動の状況について具体的な数値、例えば観光等の交流人口の増加の中で、この3年間ぐらい年度ごとに観光等が排出した数字がどうなのかということ。具体的には、例えばキャナルシティが観光施設入込客数で1位ということですが、このごみが平成21年から24年度どう推移しているのか、そういうことなどがわかれば教えていただきたい。

ごみの問題の2点目として、先ほど増加傾向にあると言われたことからすると、基本計画とのかかわりで今後見直しをせざるを得ないのかどうかをお尋ねしたい。

それから地球温暖化の関係で、九電さんが新規事業者からの再生可能エネルギー等の買い取りについては抑制するという方針を打ち出されて、今、具体的には10日1日から関係業者の方々に説明をされると聞いていますが、新聞等の報道によると、住宅用の太陽光発電については規制外ということですので、これは買い取られるんだと思うんですね。それで、本市の場合、クリーンエナジー、臨海などの既存のごみ焼却施設、中間処理施設への影響があるのかどうかというのが1点です。

また、南部新工場の場合は2年後なので、これは新規事業に該当します。そうすると南部新工場の資金計画、事業計画に影響が及ぶのか、それによってごみの処理量がどうなるのか等、福岡市の基本計画に影響が及ぶ可能性があるのではないかと思いますので、この辺について動向をお尋ねしたいと思います。

○会長

では、どうぞ。

○委員

14ページの家庭ごみ減量「かきくけこ」でお尋ねしたいと思いますが、まず買い物にはマイバッグを持参しましょうと。一時期は非常にマイバッグがはやって、取組みをされておりましたけれども、最近の状況はどのようになっているのか。天神周辺の大型量販店では、ビニール袋で下げてお帰りになっている方が相変わらず多いんですね。そういった取組みをどうなされているのかということ。

それから、例えば私でも、急に何か買って帰ろうと思うと、買い物袋を持っていないんですね。私は男性ですが、今日は背広をこうして着てますけれども、ポケットに買い物袋を入れていないんです。そうしますと、どうしてもビニール袋になってしまう。そして、売る側もお客さんに対して

はビニール袋で売ってくれるわけですね。その辺の取組みが、以前はよく言われていたのが、最近
はあまり聞きません。例えば、渡辺通りのある店などでは、商売人の方は皆さん全部ビニール袋で
す。そういうことで、現在の状況をお尋ねしたい。

それから今日の環境審議会の書類は封筒で送っていただきました。これを持ってきてくださいと
書いてありますね。持ってくると、また今日、封筒が置いてある。これを持ってくるために、私は
今日かばんを持ってきたんですよ。かばんを持ってきたら封筒は要らないんですね。その辺を環境
局も一人一人考えないと。要る方にはどうぞ差し上げますからお帰りに袋をもらってくださいと。
最初から配ると環境をやっている皆さん方の姿勢が問われるということだけ申し上げておきます。

以上です。

○会長

後半は大変申しわけありません。私もそれは注意をすべきでありました。失礼いたしました。つ
いでに言うと、ペットボトルも気に入らないわけです。これは余計なことです。

それでは、今のお二方のご質問について。まず、ごみのほうから行きますか。

●事務局（循環型社会計画課長）

それでは、ごみ量の増加の関係からお話しさせていただきたいと思うんですけども、まず近年
ごみ量が増えているということで、家庭ごみであれば人口が増えたという要因が大きいんですが、
事業系ごみがどうして増えているのか。端的に景気が回復したからという漠然とした話ではなく、
もっと細かいところまで見て研究しなければいけないのではないかとということで、今回、循環型社
会構築部会の中にごみ処理量検討作業部会を設けて、検討を行っているところです。

事業系ごみの動向については、もちろん社会経済情勢というのが大きいわけですけども、例え
ば資料にありますような実質経済成長率が何%上がったから何%ごみが増えるという確実なもの
があるわけではございません。そのときそのときの社会情勢がいろいろと影響して、結果としてのご
み量になっているのではないかと考えております。今回の検討部会で具体的に検討した中で、全体
の景気の状態とか、そのほかに考えられるものとして観光客数の増加とか、ごみとの関連はないか
ということは今、研究をしているところです。

例えば、ここにあります新規着工件数というのは、住宅を新築するにあたっては、古い家を取り
壊したり、引っ越しをするには家財の整理をするということで、臨時的に大量のごみが出るとい
うことでごみが増えるのではないかと、福岡市は交流人口が増えているということで、観光施設と
か宿泊施設の状況を調べますと、なるほど特に23年にJR博多シティができてから入込客数が増え
ている、ホテルの宿泊者も毎年増えているという状況の中で、こういうことがごみの増加の原因に
なっているのではないかと、今、考えているところです。このようなことをごみに換算し
たらどれぐらい増えるのかということまではまだ至っておりませんが、そういうことも考えなが
ら、今、ごみ量増加の原因を考えているところです。

それから基本計画と数字が離れていることについては、この計画は24年度から37年度までとい
うことで、現時点では始まったばかりです。基本計画の中でまだやり切れてない部分もありますの

で、まずは、そういう減量施策を着実に進めていくことが大事だと考えています。

また一方で、ごみがどうして増えているのかは、後ほどの報告の中でもご説明いたしますけれども、しっかり見きわめて、できる減量施策については積極的に取り組んでいかなければいけないと考えております。

○会長

ご質問に十分にお答えできてないのではないのでしょうか。つまり入込客数が増えたから増えたのだらうという推測はしているけれども、実証的にきちんと計数的に明らかにできているかということと、単年度のデータは確かに出ているのですが、おそらく過去にさかのぼって大量ごみの排出者の報告の分析を徹底的にやっていると、ある程度ホテルがどの程度の状況なのかがわかるかもしれません。

先ほどの委員のご指摘は、キャナルのような施設全体が人を集めているなら、そこがどのぐらい増えているのかというデータをきちんと獲得してみると、もっと実証的に議論ができるのではないかということだったと思います。残念ながら、まだそこまではデータがそろっていないというのが今のお答えだったと思います。

委員、どうぞ。

○委員

意見です。私は議会の第5常任委員会に所属しております。水道局関係では、経済を含めて、そして観光客の福岡への受け入れ量が、数値は明確でないけれども増えていると。水道の1人当たりの使用量は減っているんですよ。150万近くの人口の1人当たりの日量水道量は減っています。観光客の増加に伴って水道量がどのぐらい増えているのかということ、わからないと言うんですよ。ただ、先ほど言いましたように1人当たりは減っていると。

私は、せっかくこういう資料を出されるならば、一番わかりやすいと思うんです。ホテルに観光客が泊まります。その観光客は市内の方がどうだ、市外の方がどうだ、国外の方がどうだというのは一目瞭然だと思うんですね。そうすると、せっかくこういう数字を出されて、今後のごみの対策を考えられるならば、この1位から5位の状況がどうなのかという、ごみの発生量、そこでのリサイクル量はどうか。食事の関係は、今までさまざまなレストラン等がごみ減量とリサイクルを研究されて、大きな成果を上げておられるんですよ。そして日々のごみの発生量もリサイクル量もたびたび報告を受けていますけれども、こういうところについても、今後計画を立てていく土台の一つだろうと思いますので、ぜひ研究していただきたいということで、要望で出しておきます。

○会長

十分にデータをそろえる努力するよというご指摘でありました。

もう一つのマイバッグの件についてはどなたが。

●事務局（循環型社会計画課長）

マイバッグの件でございますけれども、福岡市では平成19年から市内の事業者とレジ袋削減の協定を結んでおりまして、25年度の実績としては、53%の方がレジ袋を断った、マイバッグを持って

きたという結果が出ております。これにつきましては、50%を目標としておりましたので、目標を達成したと思っております。ただ、それはこの協定に参加した事業者ということでございますので、それだけでは足りないということで、今年3月から8月の間に、コンビニでマイバッグキャンペーンをやっております。これは今、結果を集計中でございますけれども、一定の結果が近々出るのではないかと考えております。

それに加えて、百貨店のデパ地下というんですか、百貨店という性格もあるかもしれませんが、要らないと言っても袋をくれるという状況がございますので、そういうところにも呼びかけまして、取組みを進めていきたいと考えております。

それからもう一つ、マイバッグの話が出ましたけれども、そういう取組みを進める中で、男性の方は今のマイバッグというのはなかなか使いづらいとか、どちらかというとな小型の地味な色のものが必要だというご意見もありましたので、どういうマイバッグがいいのかということも、市民の団体の方々と協議をしながら、新しいマイバッグの提案をしていきたいと考えております。

○会長

男性のマイバッグというのはほんとうに問題ですね。できるだけ小さく、広げたら大きくなる、きちんとポケットに入る。男性職員が数多くいらっしゃるの、市役所の男性職員の意見を聞けば最低限度の必要な仕様というのはわかるかもしれません。

昨日の産業構造審議会、中央環境審議会の合同会議でもこの問題が結構議論されていまして、昨日の議論の中ではとりわけ、今までと少しターゲットを変える必要があるだろう、本屋はどうかとか、それからドラッグストアが大変増えてきている、ああいうところはまだ全く手つかずだったのでどうかという意見が出ていました。確かに本屋さんも、黙っていても必ず袋に入れてくれますから、ああいうところも同じように考えなければいけなくて、少し裾野を広げていかなければいけないかもしれません。

きのうの議論では、容り法という枠に縛られて、その中だけで議論していくとどうしても足りないのではないかと意見が出て、なるほどと思ったんですけれども、市は別に何も法律に縛られて議論することはなくて、容り法の対象外であっても構わず議論ができるのではないかと思います。それも含めて考えていただけませんかでしょうか。

どうぞほかの委員からもご発言を。

○委員

回答をいただいていません。

○浅野会長

失礼しました。もう一つございましたね。

●事務局（エネルギー政策課長）

エネルギー政策課長でございます。

昨日の九州電力の発表内容でございますけれども、再生可能エネルギーの接続申し込みにつきまして、現在接続の申し込みをされている事業者、また今後新規に申し込まれる事業者に対しまして

の回答を数カ月間保留されるということです。

その回答の対象でございますけれども、委員がお話しになったとおり、10キロワット未満の余剰買取以外は全て対象になるということでございますので、今現在、事業を進めている事業者、また10キロワット以上で導入を計画されている市民の方々、また、私ども市有施設におきましても再生可能エネルギーの導入を進めておりますので、非常に影響が出ると思っております。10月1日に説明会が開催されるということでございますので、その内容も含めて、九州電力と協議を行いたいと考えております。

それから、現在稼働しております清掃工場につきましては、既にFIT——固定価格買取制度の適用を受けておりますので、こちらについては特段問題はございません。

今後新たにできる新南部のほうにつきましては……。

●事務局（政策経営課長）

政策経営課長でございます。

新南部工場を現在工事中でございますが、既にこちらは九電との話が済んでおりまして、今回の措置の影響はございません。

○会長

よろしゅうございますか。

それでは委員、どうぞ。

○委員

2点ほどコメントをさせていただきたいと思えます。

まず一つ目は騒音ですけれども、先ほどの説明のスライドの51番で自動車騒音の状況についてご報告いただきました。データのようにだんだん達成率は右肩上がり、何年度だか忘れましてけれども、一応目標は100%ということでした。それが達成できるかどうかはわかりませんが、順調に推移しているということで結構かと思えます。ただ、皆さんもご存じのように、福岡市のもう一つの騒音源である航空機騒音、現在、滑走路がもう一つできるということで事業が進められているところです。今日はパワーポイントでの説明では航空機騒音について触れられておりませんでしたので、その点についてコメントしておきたいと思えます。

本編の234ページに航空機騒音の測定結果が提示されていますけれども、下の表のような7ポイントで測定しております。これは今までも大分長い間ずっとこの7ポイントでやられてきたと思えますが、空港周辺では環境基準が、数年前に新しい指標に変わりましたが、達成できてないところが結構あります。こういう推移も見ていただきたいと思います。

それと同時に、滑走路がもう一つ増えるということで、飛行経路が変わるとか、飛行機の飛び方をなるべく騒音が出ないように変えようという話も出ておりまして、今後、飛行機騒音の影響範囲がこの7点以上に広がる可能性もあります。少し早いかもしれませんが、この7点について少し見直しをしたほうがよろしいのではないかという気がいたします。

個人的な状況で恐縮ですけれども、特に東側のほうは、この地図を見ていただいでわかるように、

1 番しかございません。通常は北側から進入して南側に飛んでいくということで、北側で言うと滑走路の直下、私の今いる九州大学なんかはまさに直下になります。それ以外のところはそんなに大きなあれはないんですが、最近北側に飛び立って、急旋回しています。これは多分何か事情があってそのように変わりつつあるのではないかと推測されるんですけども、東のほうにある住宅地はかなり航空機の騒音が聞こえるようになって、状況が悪化しているように私自身は感じております。それがまず1点です。

2 番目はPM2.5です。スライドの46番です。私自身、非常にPM2.5がだんだんひどくなっているように感覚があるんですが、ここで示していただいているグラフを見ると、平成23年、24年、25年と平均値は変わらないという出し方がされています。平均値ではなくて、基準を超えたとか、何かの値を超えた割合というデータのほうが感覚的に合うような気がします。ここで示しているものは1年間の平均値だと思うんですが、そうすると、高いところがあっても、どこか低いところが何日かあればゼロになるわけです。それでは影響との度合いと合わないような気がするので、その辺は少し考えていただきたい気がいたします。2点です。

○会長

ほかにご質問がありましたら、どうぞ。

○委員

52 ページの化学物質の状況のところではアスベスト対策がありますけれども、記載されていますように、25年6月に大気汚染防止法が改正されたということで、これまでのアスベスト対策では、解体業者等にはアプローチができたと思うんですが、建物の所有者まではなかなか踏み込んだアプローチができなかった。こういう改正をされて、今後どういう形で建物の所有者の方たちに周知啓発をしていくのかという点と、自治体によっては条例改正等もしているところがあるようですので、そういう取組みが必要なのか、その辺のところを聞かせてください。

○会長

もう一方どなたかいらっしゃいますか。どうぞ。

○委員

19 ページ、産業廃棄物のところでですけども、市内発生量が124万トン、市内処理量は91万トンと。聞き漏らしたかもしれませんけれども、その差額の33万トンはどうなっているのかということと、市外からの搬入産廃はないのか、もしあればどのくらい入っているのかをお聞きします。

もう一つ、41 ページで、生物多様性のところで、アライグマが8地点で確認できたということでですけども、この調査が終わった後、アライグマに対してどのような対応をしていくのかをお聞きしたいと思います。

というのは、これは外来種ということで調査が行われていると思いますけれども、農作物被害という点で見れば、イノシシなどと同じ見方ができるのではなかろうかということで、鳥獣被害と考えれば、アライグマもイノシシも同じ扱いになるのではないかと。イノシシは農水局で扱い、アライグマは環境局で扱っている、このあたりを将来どうされるのかを教えてくださいたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

それでは、まず環境保全課長。

●事務局（環境保全課長）

まず、航空機騒音のほうからご説明したいと思います。

今、委員から、7地点のポイントの状況と、少し見直したほうがいいのかというご意見がありました。先ほど委員もおっしゃいましたように、航空機騒音に関しましては環境基準が変更になりまして、お示ししているのは平成25年度に変更したポイントです。24年度まではもう少しポイント数を増やして、年に1回行っておりましてけれども、25年度からこの7ポイントということで、基本的に基準を超えているところについては継続してやっておりますが、見直しを行いました。

環境基準が変わりましたことにつきまして、地上騒音なども入るようになりましたので、そういったところも考慮して地点を選定し、25年度は、最初の年になります。しばらくこのポイントで状況を見て、委員から種々いただいたご意見を踏まえまして、状況の変化に応じて、検討していきたいと考えております。

それからPM2.5については、平均値ではあまり変化がなく、上がっているような気がするというご意見だったと思います。ここにお示ししておりますのは平均値でございますが、環境基準の超過日数などを見ても、福岡市は平成23年から3年間のデータしかございませんけれども、特に年々高くなっているという傾向は見られません。環境基準の超過日数も増えてはおりません。ただ、経年データとしては3年間と短いので、経年的にどうだというコメントをするにはデータが不足しているとは考えております。

国のほうは平成13年から調査しておりまして、そのデータでは、長期的に見ると減少傾向にあることがわかっております。また、いろいろ報道がありましたけれども、ここ三、四年のデータを見る限り、最高濃度も特に上がっている傾向は見られないことを、ご報告しておきたいと思います。

それから、アスベストについてです。

お話がございましたように、今年、大防法の改正がございまして、従来、届け出をするのは施工業者でございましたけれども、発注者と大きく制度が変わりました。それに伴いまして、解体等工事におきましては事前調査を実施して、その調査結果を発注者、多くは所有者になると思っておりますけれども、そういった方に説明ことが義務づけられております。

法改正を受けまして、まず私どもとしては監視指導を強化しており、事前調査がきちんとなされているか、あるいは作業基準なども改正された内容どおりにきちんとなされているかというところの指導を強化しております。また、法改正の内容を関係の機関、市内のアスベストに関しては環境局以外にもいろいろな機関がございますので、そういったところに情報提供をいたしまして、連携して届け出漏れの未然防止に努めております。

アスベスト対策につきましては、スライドでも触れましたように、アスベスト対策の推進プラン

を24年度つくりまして、関係各課協力しながら今、5カ年計画で進めていくことにしておりますので、先ほど委員から条例というお話もありましたけれども、現在は、このプランをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○会長

アスベストの法律で実際にどうしようかいろいろ考えたのですが、建設の年次によっては、つまり法的にアスベストを絶対使ってはいけないとなっている年次以降のものについては、あまり問題がないのだろうと考えました。それ以前のかつてのものに問題が多いので、これについては解体工事に際しては、建築のリサイクル法で届け出をしなければいけないのですが、これまでは、その届け出と大防法での立入調査とがつながってこないという問題があって、このあたりを何とかしなければいけないので、大分議論しました。

結局、法改正の中でそこまで手を突っ込むことに国交省がどうしても「うん」と言ってくれなかったものですから、どうにもならなかった面があるのですが、運用面ではその情報を必ずきちんと環境部局に流すという約束を取りつけていますので、福岡市でもきちんと建り法の届け出があった場合に環境局にそれが回ってくるということになっていけば、それでどこでやっているのかというのは大体わかります。今までは立入調査がやりにくかったのですけれども、解体の最中でも立ち入りができるようになりましたので、おそらく条例をつくらなくても、この推進プランが適切に実施されれば、かなりのものはカバーできるだろうと思っています。

ただ、一番困るのは、大規模なものは解体に時間がかかるのですが、小さいのは二、三日で工事が終わってしまうものですから、アスベストが解体時に散々散らばっていても、行ってみたら終わっていて全然わからないというケースがあるとこれが一番困ります。この推進プランでやっていただくときに、とりわけ時間があまり長くない解体工事についてしっかり把握できるように留意していただかないと、何も証拠が残らないということがあっては困ります。これは委員ご指摘のとおりだと思いますので、法改正を受けての体制をぜひ整えていただきたいと思います。

それでは、産廃の話はどなたでしょうか。

●事務局（産業廃棄物指導課長）

産業廃棄物指導課長です。

委員ご指摘の産業廃棄物の処理内容ですけれども、19番目のデータのうち、左側の市内発生量124万トンのうち65万トンが市内で処理をされ、59万トンが市外で処理をされております。

右側の市内の処理量といいますのは、市内にある処分場で処理をされた量になりますので、市外からの持ち込みの分もあります。市外からの持ち込みはおおむね26万トンとなっております。

以上です。

○会長

よろしゅうございますか。

○富永委員

はい、結構です。

○浅野会長

それでは、環境調整課長。

●事務局（環境調整課長）

アライグマにつきまして今後どう対応していくのかというご質問でございます。アライグマは、昨年、センサーカメラで調査した段階で出現を確認しましたので、実際に捕まえてみて、定着しているのかどうかといったことを調べる必要があると考えました。アライグマは特定外来生物でございますので、それを捕まえたりするための防除計画を平成26年3月に策定いたしました。それに従って今年の春先に捕獲を実施しましたところ、7頭のアライグマが捕獲されまして、実際子育て中のアライグマが確認されておりますので、定着している状況を確認したところです。

今後、捕獲について考えていく必要があると思います。ほかの都市の事例等を見ますと、アライグマは繁殖力がかなり強くて、急激に広がっていくことが考えられ、ひいては農業被害、生活環境への被害が想定されますので、初期段階で適切に対応していくことが大事だと考えております。したがって、捕獲を継続し、今後とも拡大の防止に取り組んでいきたいと思っております。

それと、2点目の農作物の被害という点では同じではないかというご指摘でございますが、これはおっしゃるとおりで、農業被害という観点で被害が生じた場合には農林水産局のほうで被害防止のための措置をとっていくということで捕獲等も実施されます。環境局だけでアライグマをやっているわけではなくて、環境局といたしましては、生態系への被害を防止するというところで、山林等の中でのアライグマの捕獲を実施しているところです。

以上です。

○会長

よろしゅうございますか。どうぞ。

○委員

アライグマが今から大変繁殖する可能性があるということでしたが、その対応はどこでするんですか。既に農作物に被害が出てきていますので、そのときは環境局で対応するんですか、それとも農水で対応するんですか。

●事務局（環境調整課長）

農作物への被害が生じた場合には、農林水産局で、猟友会等に協力いただきながら捕獲をしていくこととなります。

○委員

多分、猟友会はアライグマはとらないと思うんです。イノシシは食べられますけれども、これは食べられない。大変頭が痛いことだろうと思いますけれども、早目に対応していかないといけないだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

どうぞ。

●事務局（環境調整課長）

農林水産部局とも連携をとりながら、しっかりと対応していきたいと思います。

○会長

それでは、ほかにご意見ございますか。

○委員

2点お伺いします。一つは12ページに中田の処分場の写真が出ていますが、これは寿命が随分長くなったと記憶しています。当初、満杯になる予定だった年度が何年ぐらい延びているのかということをお教えいただきたいというのが1点です。

2点目は、48のパーポイントのデータです。これはBODの値なんですけど、那珂川の河口部が2.4と、ほかの地点に比べると数値が大きいような気がします。その理由がわかれば教えてください。以上2点です。

○会長

ありがとうございます。では、委員、どうぞ。

○委員

地下水のところでお教えください。今日ご説明いただいたところでは、スライドの50枚目で、「ふくおか環境」のテキストでは212ページです。現時点の25年度の結果として、例えば重金属が継続監視されているところが1地点だけになっておりまして、揮発性の有機化合物が19、その他がゼロとなっております。

質問の1番目なんですけど、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素は、平成14年から23年度のところでは6カ所で超えていたんですけど、25年度はそれが解消されています。最近では解消されているという理解でよろしいのでしょうか。

それから2点目は、重金属の汚染が1カ所しかないということで、過去と比べますとかなり減っているように感じるんですけど、どの物質でどんな対策を打たれてそういうことになったのかをお教えいただければと思います。

それから3点目は、現時点において硝酸性窒素等の基準10ミリグラム／リットルを超えている井戸はないということなんですけど、別途、博多湾への窒素の負荷量の算定が市の行政の中でも必要なもので、はかられるときに水質だけでなく、市全体としてどっちの方向にどのぐらいその水が流れているか、収支がとれるデータをおとりいただける可能性はありませんか。以上3点です。

○会長

ほかにごございますか。ご質問ご希望の方、手をお挙げいただけませんか。よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ今のご質問にお答えいただきたいと思います。

●事務局（施設課長）

施設課長でございます。

中田埋立場の埋立期間についてのご質問ですけれども、中田埋立場につきましては、平成8年4

月から20年間の埋め立てということで地元と協定を結んで、現在埋め立てを行っておりまして、現在19年目になります。

埋立場につきましては、現在238万トンに対して約81万トンということで、34%の埋め立てを進捗していますので、今後20年以上は埋め立て可能ということで、地元の方の理解を得ながら埋め立てをしていきたいと考えております。

以上です。

○会長

それでは、環境保全課長、どうぞ。

●事務局（環境保全課長）

まずBODの件についてお答えしたいと思います。

「ふくおかの環境」の198ページのところに河川BODの環境基準達成状況の一覧表を載せております。スライドの48ページのところには2.4という数値が出ておりますが、そこに同じような形で数値を一覧にしております。

これを見ますと、確かに那の津大橋のところが2.4ということで、数値的にはやや高くなっておりますけれども、少し上の住吉橋のところでは1.3ということで、特にほかのところと比べて高い値でもありませんし、上流になりますと塩原も高い値ではありません。では、この河口のところに何か大きな負荷の発生源があるかと申しますと、特に大きい工場や流入は特にございませんので、直接的にここがほかよりやや高い原因は、特に思いつかないというところがございます。ここは感潮域でございますので、博多湾の水とのまじりぐあいといったところ、あるいはその巻き上げといったところの影響も多少あるのかなとは考えております。那珂川のところの説明は以上です。

それから、地下水ですけれども、重金属で出ているところ、VOCで出ているところがあるという、モニタリングについてのご意見がございました。地下水のモニタリングにつきましては、概況調査で環境基準を超えた地点を全てモニタリングしているわけではございませんで、その中で継続的にモニタリングをしていく必要があるところに限ってモニタリングポイントとしております。ですから、以前に出た化合物、例えば硝酸などについて全て水質が改善していることを確認しているのではなく、基準を超過した化合物の中からいろいろな状況を勘案して、モニタリングすべきところ、将来汚染が広がる可能性があるといったところも含めてモニタリングのポイントを設定しているところです。

どのような対策をやってきたかですけれども、VOCに関しましては、揚水——くみ上げの処理とか、汚染源を除去する対策がとられたところもございます。金属についてもそういう対策がとられたところもございますが、自然由来の地下水の汚染も過去にはございますので、そういったところについては特に対策をとらず、健康被害防止という意味で、飲用しないという対策にとどめている化合物もございます。

○会長

水収支がわかるような調査を今後する気はないかというご指摘ですが、これは今後の方針ですの

で、もし何かコメントがあれば。

●事務局（環境調整課長）

博多湾の保全計画の汚濁解析を現在行っておりまして、その中で河川の流量については調査ができておりますが、地下水がどう寄与しているのかについては、既存の井戸のデータ等を参考にしながら、今後検討させていただきたいと考えております。

○会長

とりあえず今のところはそういうお答えのようです。それでは、いろいろと建設的なご指摘をいただきましたので、ぜひ事務局で生かしていただきたいと思います。

(4) 環境審議会循環型社会構築部会報告

○会長

次に、先ほどからのご議論とも関連がございますが、当審議会の循環型社会構築部会の報告について、部会長から報告をいただきます。

○部会長

それでは、簡単にイントロだけを報告して、あとは事務局から。

ご指摘のように、この二、三年ごみの発生量が増えてきたということで、部会の中に検討作業部会をつくりまして、お手元の資料 3-3 に書いておりますように、今、4 名を中心にしてその原因について検討しているところです。

データを集めるのが非常に難しく、正直言いまして、委員から指摘がありましたように、例えば人口などは当たり前なんですけれども、観光等の交流人口の増加については、営業的な問題で企業秘密ということで出していただけませんでした。どうにか調べたというところで、次に、ごみ質について、ごみ減量につなげられるような内容かどうかを今、調べようとしているところです。

ここの中に、イベント関係も結構、今、福岡は誘致しております、例えば我々の関係のある学会とかは、3 日間ぐらいでばたばたと終わって、さっと帰られます。そこで生じるはほとんど紙ごみだということで、例えばコンベンションビューローなんかと連携して、もう少し分別を徹底するといったことをすれば紙ごみが減るのではないかと、組成を見ることによってそういうのが少しずつわかってきております。そういう中で計画の発生量予測を見直す必要があるかを判断するための数値を今、出そうとしております。

それから、横浜市が我々よりも数年前倒しで似たような傾向を示していますので、その動向を見ながら、将来推計に若干修正を加える必要があるか、どれぐらいにするかということ、今、考えています。

それから、ご指摘のように、個人の原単位そのものは横ばい状態で、ほとんど伸びておりません。そうすると福岡市の場合は、交流人口によるごみが大きいのではないかと。人口の増プラス、それ以上に大きいということですので、その組成を近々明らかにして、施策を打てるところをまず明らかにして、どれぐらい減らせるかを明らかにし、その中で具体的にどこまで見直しをかけるかとい

うことを部会で検討したいと思います。

詳細については事務局からよろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、どうぞお願ひします。

●事務局（循環型社会計画課長）

それでは、8月28日に開催いたしました循環型社会構築部会についてご報告いたします。資料の3をお願ひします。

報告は3点で、1、平成25年度の実績等について、2、ごみ処理量検討作業部会の中間報告、3、資源物の持ち去り防止対策についてです。

まず平成25年度実績等について、参考資料の3-1をお願ひします。

参考資料3-1の1ページは、ごみ処理量でございますが、先ほどの概要説明の中でも触れましたように、近年増加傾向にあります。家庭ごみにつきましては、グラフの下に市民1人1日当たりのごみ処理量を記載しておりますが、こちらはおおむね横ばいであるものの、人口が毎年1%程度伸びているため、全体のごみ処理量としては増加したと考えられます。事業系ごみにつきましては、前年度に比べ約5,000トン増加しておりますが、これは経済状況の好転や交流人口の増加のほか、消費税率改定に伴う駆け込み需要もごみ量に影響を及ぼしていると考えられます。

事業系ごみの指標としては、経済成長率や観光等の交流人口の増加などが考えられますが、これについては資料3-3の中でご説明いたします。

2ページはごみのリサイクル率でございます。平成25年度のリサイクル率は30.8%となっており、基準年次である平成21年度と比べて2.4ポイントの増加で、またリサイクル量も約2万5,000トン増加しています。このようにリサイクル量は着実に増加しておりますが、ごみ処理量も増加しているため、リサイクル率としては微増となっております。

3ページからは取組指標で、ごみ減量に向けた3Rの取組み状況などを多面的に把握し、数値目標を補完するために設定しています。

3ページのグラフは、3R量と3R率を示したものですが、どちらもほぼ横ばいとなっております。3Rのうちリサイクル量は年々増加しておりますが、リデュース、リユースの2Rの部分が増えていないため、2Rの取組みをさらに進めて、ごみ発生量の抑制に努める必要があると考えられます。

4ページに市民アンケートの結果を掲載しておりますが、3Rの認知度ということではどの部分も確実に向上しており、また実践状況につきましても、詰めかえ商品の購入などリデュースの実践度が定着しております。

さらなる取組みを進めるために、昨年度3R推進モニターを実施いたしました。具体的な取組み項目は6ページに記載しておりますが、リデュースやリユースなど言葉だけではわかりにくい取組みを具体的に示して、3カ月間取り組んでいただいた結果として、5ページに戻りますけれども、ごみ袋の排出状況を記載しております。中ほどのグラフのとおり、ごみ袋が少なく、あるいは小さくなっております。このような取組みを全体に広げていき、ごみのリデュース、リユースについても

進めていきたいと考えております。

その他ごみ減量の取組みにつきましては、参考資料 3-2 にまとめておりますが、先ほどの概要説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

次に、ごみ処理量検討作業部会について報告いたします。参考資料の 3-3 をお願いします。

近年の人口増加や社会経済状況の変化により、基本計画の数値目標と実際のごみ処理量との間に乖離が生じております。このため循環型社会構築部会にごみ処理量検討作業部会を設けて、ごみ処理量の推移の状況を検証し、ごみ量増加の要因とごみ量の将来推計について検討を行っておりまして、その中間報告をいたします。

2 ページをお願いします。

過去 10 年間のごみ処理量の推移ですが、まず家庭ごみにつきましては、平成 15 年度をピークに、家庭ごみ有料化やリサイクル施策の実施などにより減少してきましたが、平成 23 年度から増加しております。市民 1 人 1 日当たりのごみ処理量を折れ線グラフで示しておりますが、こちらも平成 22 年度までは着実に減少しておりますが、平成 23 年度以降横ばいとなっております。また事業系ごみにつきましては、平成 15 年度をピークにおおむね減少してきましたが、近年は徐々に減少率が狭まり、平成 24 年度からは増加に転じております。

3 ページをお願いします。

そこで、基本計画の数値目標と実績の状況ですが、新循環のまち・ふくおか基本計画は、平成 21 年度を基準年次とし、平成 24 年度から 37 年度までの計画となっております。計画の数値目標として、平成 27 年度、32 年度を中間目標年次、37 年度を最終目標年次としておりますが、これを折れ線グラフで示したものが下のグラフの黒の部分になります。

計画策定時の数値目標の考え方といたしましては、②の家庭ごみについては、有料化やリサイクルの定着により一定程度のごみ減量が進んでいるため、今後はなだらかに減少し、平成 35 年度以降は人口減少に伴いごみも減少していく見込みになっておりました。また、③の事業系ごみについては、景気停滞を反映して、平成 21 年度までの減少傾向が平成 23 年度まで継続すると見込み、平成 24 年度以降は、古紙や食品残さのリサイクル施策を進めることにより減少するという計画になっておりました。

これに対して実績を赤の実線で示しておりますが、家庭ごみは平成 23 年度から増加、事業系ごみは平成 24 年度から増加しております。この結果、①の総量としては平成 25 年度に 4 万 2,000 トンの差が生じております。

4 ページをお願いします。

このようにごみ処理量が増加している背景につきましては、人口の増加と経済活動の状況変化が考えられます。まず人口の増加ですが、福岡市の人口は毎年約 1%の増加を続けており、直近の推計人口では 151 万人となっております。これに対して、基本計画策定時にその基礎資料とした人口予測は、グラフの紺色の部分ですが、平成 35 年度に約 150 万人に到達し、その後減少に転じるとしておりました。

なお、福岡市総合基本計画の策定のために平成24年3月に行った人口予測がグラフの緑色の部分で、こちらでは人口のピークは平成47年ごろで、約160万人に達するとなっております。ちなみに平成37年度の時点で、緑色のグラフと紺色のグラフの差は9万4,000人となっております。実際の人口グラフを赤で示しておりますが、緑のグラフより上を推移しているところです。

次に、定住人口のほかにも通勤、通学、買い物、観光などさまざまな理由で福岡市を訪れる人の数、いわゆる交流人口の増加もごみ量に影響すると考えられます。交流人口は定住人口と異なり確立された測定方法がありませんが、福岡空港、博多港や交通機関の乗降者数などの指標が近年どのような動きをしているかを示したものが下のグラフです。おおむね増加傾向を示していることがわかります。

5ページをお願いします。

経済活動の状況について、特にごみ量の増加に関係があると考えられる主な経済指標をピックアップしております。

まず、景気の状況として実質経済成長率の実績と見通しですが、表のとおり、景気の好転がうかがえる状況となっております。次に、新規住宅着工数ですが、住宅の新築に当たっては、古い家の取り壊し、引っ越しに伴う家財の整理などで多量なごみが……。

○会長

先ほどの説明とダブる部分は割愛ください。

●事務局（循環型社会計画課長）

また、観光等の交流人口についてもごらんのとおり増えております。

次のページになりますが、市内の宿泊者数も毎年のびており、このように景気全体の大きな動き、それから住宅着工件数、交流人口の増加は、事業系ごみの増加につながっていると考えられます。

8ページをお願いします。

以上のような分析検討を踏まえて、ごみ処理量の推計を行っております。

まず家庭ごみですが、下の折れ線グラフのうち黒の線が現行基本計画の計画目標で、青の線が新たな推計となっております。家庭ごみの場合は、予測を上回る人口増加がごみ量の乖離の原因と考えられますので、予測人口を平成24年のマスタープランの予測人口に修正をしてごみ量を推計したものがグラフの青の線となっております。これによりますと、最終目標年次である平成37年度時点で人口に約9万4,000人の差があることを反映して、ごみ量は1万7,000トンの増加としています。

9ページをお願いします。

事業系ごみは、従来も過去の実績から傾向を求めて推計をしております。現行の基本計画では、平成12年度から21年度までの傾向から推測し、当時の景気停滞の状況を反映して、事業系ごみは平成23年度までは大きく減少するが、その後は横ばいで推移すると見込んで、これを基本線として、平成24年度以降はリサイクル施策を進めることでごみ量を減らすこととしておりました。これがグラフの黒の線になります。

今回の推計では、現にごみ量が増加していることを踏まえ、ごみ量の推計と実績が乖離し始めた

平成 23 年度から今年度の速報値までの状況で増減率を平均すると 0.3%となるため、これを基本線として、現行基本計画のリサイクル施策をそのまま実行したとして推計したものがグラフの青の線になります。これによりますと、平成 37 年度で約 3 万 5,000 トン増加しています。10 ページに家庭ごみと事業系ごみの合計を記載しておりますが、これによりますと、ごみ量は平成 37 年度において現行計画より約 5 万 2,000 トン増加しています。

中間報告といたしましては以上でございますが、ごみ処理量検討作業部会は 11 月にもう一回開催する予定となっております。そこで 26 年度上半期のごみ量の状況を見きわめ、ごみ処理量の新たな将来推計をまとめたいと考えております。

最後に、資源物持ち去り防止対策についてご報告いたします。資料 3-4 をお願いします。

資源物の持ち去り防止対策につきましては、昨年の環境審議会でもご審議いただきましたが、本年 4 月 1 日から、持ち去り及び買い取り行為を禁止する条例を施行し、地域集団回収への排出指導、パトロールの強化、広報・啓発の強化などを実施しているところです。

2 ページに条例施行後の持ち去り行為の状況をまとめております。

全市一斉の実態調査の結果を昨年と今年で比較しますと、発見件数、車両台数、人数ともに 8 分の 1 から 10 分の 1 に激減しており、毎月のパトロール実績においても、表に記載のとおり減少しております。また、不燃ごみとして収集したアルミの売却量は、前年比で 3 割から 7 割増加しており、持ち去りが減った結果と考えられます。今後ともパトロールの継続等により、持ち去り防止対策を進めてまいります。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○会長

この件に関しては、循環型社会構築部会で慎重にご議論をいただいた結果のご報告をいただいたわけですが、とりわけ重要なのは、作業部会で検討された結果の中間報告を受けまして、部会としてはこれを了承しているということです。本日はそれをこの総会にご報告してご了承を賜りたいという趣旨でございますが、今のご説明で十分でなかった点がありますのは、ごみ処理量の推計がどこでずれたかということです。これは、国で計画をつくる時も全く同じ問題があるのですが、こういうごみの統計は 2 年おくれでデータが出てくるものですから、常に計画を立てるときにそのときの状況が実はよくわかってなくて、2 年前の状況を見ながら、このままいこうと思って計画を立てるわけです。そこで全く予想外の動きが計画をつくった年の次の年ぐらいに起こると、3 年目ぐらいにふたをあけてみるとすごくギャップが出てしまうということが起こります。これは国で循環型社会形成推進基本計画をつくったときにも同じような経験をしておりまして、先を読めなかったというミスはあるかもしれませんが、福岡市でのこの結果も若干しようがない面があります。そこで、それに合わせて、つまり実質的にめちゃくちゃに増えたというよりも、最初に計画を立てた年から 2 年の間の動きが全く予想外であったので、その予想外分を調整していくとこうなりますという話です。

ですから、野放しに増えるのを放置しているわけではなくて、一生懸命頑張りますが、はっきり

言うと、最初の2年分について、計画を立てたときのデータと実は違っていたことです。計画を立てたときはもっと多かったのに、それがわからなかったものですから、前々年と同じように減っていくだろうと思ってやっていたら、実は多かった。だから、そのときの数字がそもそも違っていたのでしようがないと言えましょうがない。ありていに説明すればそういうことです。

何かこの部会の報告についてご意見がございますか。先ほど委員から既に、分析はいいのだが、見込みだけではだめだ、きちんと実証的にデータをそろえろという厳しいご指摘がありました。これはおっしゃるとおりだと思いますので、可能な限りそのデータをそろえますということを先ほど事務局がお答えしました。

どうぞ。

○委員

1点だけ意見として。人口増加は定量的に把握されているんですが、増加に伴って少子高齢化、いわゆる高齢化現象がごみの排出量にどう影響するか、またそれを年度的に総量として検討すべきなのかどうか、その点も検討作業部会での検討材料の一つにさせていただきたいという要望だけしておきます。

○会長

部会長。

○部会長

わかりました。当然想定しております。特に福岡は、ご存じのように若い人が多いまちなものですから、他都市に比べると若干高齢者比率の伸びがゆっくりなんですけれども、着実にこの数年間伸びておりますので、それがどれぐらいおくれるか、将来を見込むか、そういうのも入れていきたいと思えます。

○会長

どうもご指摘ありがとうございました。

野放図な若い人が多いというのがむしろ不利に働く面があって、その辺が福岡市のつらいところでしょうかね。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○脱会長

その若いというんですか、学生も入れると、大体約7万から8万人ぐらいが4月で入れかわってしまう。その方たちにどういうふうにごみ減量について周知するかということで、新しいごみの施策として、単身者のマンションで紙ごみなどを回収するモデル事業をやってみようということも今、検討しております。

○会長

それでは、部会の報告については、最終的な結論が出ましたら、また改めて報告さしあげて、ご議論いただきますが、この段階ではこの報告をご了承いただいたということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

○会長

ありがとうございます。

(5) 福岡市環境基本計画（第三次）の策定等について

○会長

それでは、先般ご審議いただきまして答申をいたしました第三次の環境基本計画について、正式に決定が行われたということでございますので、このことについて事務局からご説明いただき、あわせて今後の関連する計画の策定のスケジュール等についてもご説明いただきます。

●事務局（政策経営課長）

政策経営課長でございます。

資料の4をお願いいたします。第三次福岡市環境基本計画に係るパブリックコメントの実施結果をご報告させていただきます。

2に記載しておりますとおり、パブリックコメントにつきましては、本年7月15日から1カ月間実施し、全部で126件のご意見をいただきました。そのうち意見を踏まえて修正したものが12件ございます。裏面には分野ごとの主な意見を記載しております。

快適で良好な生活環境のまちづくりに関するご意見としましては、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響の軽減について実際に取り組んでいることや調査の結果を発表することが必要ではないかといったご意見等々、ここに記載のとおりのご意見が寄せられたところです。

また、今回はパブリックコメント実施に当たり、次の別添1のとおり、キックオフイベントとして「ふくおか環境未来カフェ」を実施しました。大学生から高齢の方までの幅広い年齢層、また日ごろ環境活動をしていない人から環境活動のリーダーまでさまざまな立場の方々、市の職員も含め58名に参加いただき、福岡の環境について対話をいたしました。ここでも多数のご意見をいただいたところです。

ご意見に対する対応や修正内容の詳細につきましては別添の2とおりでございますが、修正につきましても、基本的な考え方を改めるのではなく、専門的な表現を一般的な表現に改めたり、あるいは例示が足りなかったところに幾つか記載を追加した、あるいは概念がわかりにくいというところに対して具体的な記載を追加してわかりやすくしたりするといったものでございました。

詳細の説明は割愛させていただきます。

本計画の最終版につきましては、お手元に参考資料4-1という形でお配りしておりますが、委員の皆様には改めて資料編を加えた、製本した完成版をお送りしたいと考えております。

続きまして、環境局関連計画等の策定状況についてご報告いたします。恐れ入ります、資料の5をお願いいたします。

まず、1の環境政策に関する計画の体系でございます。環境基本計画は環境政策の大枠を定める計画として策定しているもので、その下に、記載のとおり各部門別の計画等を定めております。中

段の図はそれを第三次環境基本計画の体系に従い整理したものです。

部門別計画等の一番上に記載しております福岡市自動車交通公害防止計画につきましては、大気環境、温室効果ガス、自動車騒音の三つの目標をおおむね達成いたしましたので、平成26年度で終了する予定です。

個別の施策は、第三次福岡市環境基本計画に基づき継続して実施してまいります。この内容につきましては、次回の環境審議会でご報告させていただく予定です。

また、この中で黒い四角の、さらに太字のアンダーラインで示している計画がございます。これは、下の段の2に記載しているとおり、今後策定または改定する予定があるものです。

博多湾環境保全計画につきましては、平成27年度中に計画の新たな方向性をまとめ、平成28年度に改定する予定です。福岡市地球温暖化対策地域推進計画及び福岡市役所環境保全実行計画につきましては、両計画を統合し、新たに福岡市地球温暖化対策実行計画として、今後、地球温暖化対策に関して国が示す基本的方向に従い策定する予定です。福岡市環境教育・学習計画につきましては、現在、現行の第二次計画の検証作業を進めているところでございますが、平成27年6月ごろに第三次計画の素案を報告し、同年9月に策定する予定です。福岡市環境配慮指針につきましては、平成27年度中に指針の改定内容を検討し、平成28年度に改定する予定です。

以上です。

○会長

ただいま福岡市環境基本計画（第三次）の策定に係るご報告と関連する今後の計画の策定の準備スケジュールについてご説明いただきました。説明内容につきまして何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞお出してください。いかがでございますか。どうぞ。

○委員

温暖化対策の実行計画なんですけれども、確かに国がエネルギーを含めての方向をまだ明確に示されていないということで、今後の予定のところはここだけ年度がない形かと思いますが、国がある程度の方向を示した段階で、福岡市の計画も策定すると考えてよろしいのでしょうか。

●事務局（温暖化対策課長）

温暖化対策課長でございます。現在、地球温暖化対策推進法では、国と県と地方の周辺自治体との整合性を図ると書いてありまして、国が今、暫定的に昨年3.8%の減という削減目標を出してはいるんですが、これは電源構成により今後大きく変わる可能性があります。この状態で策定するのはあまりにも見通しがきかないということで、少なくとも来年度にはつくと国は言っておりますので、その状況を見きわめた上で、私どもも早急に動き出したいと考えております。

○会長

よろしゅうございますか。

ほかにご質問、ご意見がございましたらどうぞ。いかがでございますか。どうぞ。

○委員

計画の中の実施関係課が幾つか書かれているんですが、特に廃棄物の発生抑制、再生利用、再資

源化推進のところでは、部局として環境局内だけしか関連課がないんですけれども、例えば廃棄物のリサイクルをする上でも、低炭素にどれだけ影響して、エネルギーをどれだけ使っているかとか、いろいろなところにかかわってきます。例えばリサイクル品を売ろうとしても商業的なところにかかわってくるので、関係部局をもう少し追加して、ほんとうに推進できるような体制にしていきたいと思います。これは要望です。

○会長

大変大事な点をご指摘いただいたと思います。

この計画の中に関係課と書いているのは、報告を取りまとめる責任がここにあるというつもりぐらいで書いていて、ここだけが扱うというつもりでは毛頭なくて、おっしゃるとおりです。ほんとうのことを言うと、ここには庁内全部の役所の名前を全部並べたいぐらいですが、それも格好がつかないのでこうなっているということです。運用面ではおっしゃるようなことがあると思います。担当課長、どうぞ。

●事務局（政策経営課長）

政策経営課長でございます。

今、浅野会長からございましたとおり、この関係課は中心になって進めていくという意味です。この課だけではできないこと、特に環境面の取組みというのは環境局だけでやれるものではございませんので、しっかり環境局が音頭をとって広げていくということです。ですから、今ご指摘のとおり、庁内あるいは庁外も含めて、しっかりと連携しながら取組みを進めてまいります。

○会長

ほかにご指摘、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、この報告についてもご了承をいただいたことにしたいと思います。

とりわけ重要だと思えますのは、福岡市自動車交通公害防止計画につきましては、ほぼ所期の目的を達成できたので、今後は温暖化の計画に統合することが考えられておりまして、先ほど事務局もお話をしましたように、次期計画については統合計画の中で考えることをあわせてご了承いただいたことにいたします。ありがとうございました。

(6) 平成 26 年度福岡市環境審議会視察について

○会長

それでは、議題の 6 でございまして、本年度の福岡市の環境審議会の視察についてお諮りをいたします。事務局から説明いただきます。

●事務局（政策経営課長）

恐れ入ります、資料の 6 をごらんください。福岡市環境審議会では、総合的な環境施策の推進の参考とするため、今年度も視察を実施する予定です。過去 3 年の視察実績は 1 に記載のとおりでご

ざいまして、資源循環や生物多様性などをテーマとして実施いたしました。

今年度の視察先でございますが、事務局のほうで2に記載の3案をご用意しております。

案1は、エネルギーの現状についてということで、佐賀県唐津市の肥前南風力発電所と長崎県松浦市の松浦火力発電所を回る行程です。再生可能エネルギーとして将来的な普及拡大が期待される風力発電と現在のエネルギー供給の中心的役割を担う火力発電について、それぞれの現状を調査したいと考えております。

案の2は、石炭からセメントへということで、田川市の石炭・歴史博物館で、かつて我が国のエネルギーを支えた筑豊炭田の石炭産業の歴史を調査するほか、地元のセメント工場を見学する行程を考えてございます。

案3は、環境関連産業の育成ということで、大牟田市の大牟田エコタウンにて、廃棄物固形燃料を利用した発電やパソコン、小型家電等からのレアメタル回収など、環境関連産業の取組みについて調査したいと考えております。

なお、実施日につきましては、当初は10月末から11月初旬の開催を考えておりましたが、この期間での日程の設定が難しく、まことに勝手ながら11月27日木曜日に開催させていただきたいと考えております。

本日は視察先をご決定いただき、それに従って改めて事務局より実施のご案内、ご出欠の確認等をさせていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

ということでございまして、過去どちらかという循環、それから生物多様性といったようなところをずっと重点的に回ってきましたが、今回はエネルギーの福岡市の計画もできたばかりということがありますので、エネルギーの現状について見てはどうかというのが案の1です。案の2は、書いてあるとおりですね。セメントが意外と循環型にも寄与しているということで、これは循環と重なる面があります。それから、案の3は毎年出てきては消える案です。ということでございまして、これについて今日はお決めいただきたいと思えます。

決め方でございますが、例年どおりでよろしゅうございますか。つまり挙手で決めるということです。1人2回挙げていただいて、それでまず二つに絞り込んで、それから一つに絞るというやり方が一番手っ取り早いので、そのようにさせていただきますでしょうか。当日ご参加いただけない方も、もし自分が行けるなら、あるいは皆さんにこういうところを見てもらったらいいなというお気持ちで挙手いただければと思います。そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、2度ほど挙げていただいて、この三つのうちからより望ましいもの二つに絞り込みたいと思います。よろしゅうございますね。それでは事務局、カウントをお願いします。

まず、案の1がいいと思われる方、挙手をお願いいたします。数を数えていただけますか。大丈夫ですね。

では、案の2がいいと思われる方はいらっしゃいますか。極めて少ないですね。わかりました。

では、案の3がいいと思われる方、どうぞお手をお挙げください。

それでは、一目瞭然で案の1と案の3が残りましたから、次は案の1と案の3のいずれにするかを決めたいと思います。

それでは、案の1をご希望の方は再度挙手をお願いいたします。

案の3がいいと思われる方はいらっしゃいますでしょうか。少数ですね。

それでは、案の1に視察先を決定させていただきました。ありがとうございました。

改めてまた事務局から詳細な日程についてお知らせ申し上げますが、例年どおり日帰りで行くことになっておりまして、朝出かけて、夕方戻って、その後、市内で懇親会を行うというのが例年の運びです。ただ、懇親会は、あまりにも参加者が少ない場合は取りやめることもあり得ます。よろしくお願いたします。

それでは、議事の6につきましてはお決めいただきましたとおりに進めたいと思います。

以上で全ての議事が終わりましたが、この際、何か特にご発言、ご要望がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、後は事務局、どうぞよろしくお願いたします。

3 閉 会

●事務局（政策経営課長）

会長、委員の皆様、ありがとうございました。

ここで、議事とは別でございますが、今、お手元にリーフレットをお配りさせていただいております。平成26年度の環境フェスティバルについてご案内させていただきます。

今年は10月18日、19日の土曜日曜の2日間、福岡市役所の西側ふれあい広場で開催いたします。委員の皆様もぜひご参加、ご来場いただければと存じます。

以上、フェスティバルのご案内でございました。

それでは、最後に環境政策部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境政策部長）

本日は長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。今後とも、本日のご意見等を参考にして、十分環境行政に取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご指導とご協力をよろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

○会長

それでは、これで終わりたいと思います。せっかくご指摘いただきました。封筒を使わなくて、持ってきた封筒でお持ち帰りの方は置いておいてください。

それでは。

●事務局（政策経営課長）

以上をもちまして本日の環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。